日本国有鉄道経営再建促進特別措置法及び同施行令における 地方交通線及び特定地方交通線について

○ 法第8条

第1項

日本国有鉄道は、鉄道の営業線(幹線鉄道網を形成する営業線として政令で定める基準に該当するものを除く。)のうち、その運営の改善のための適切な措置を講じたとしてもなお収支の均衡を確保することが困難であるものとして政令で定める基準に該当する営業線を制定し、運輸大臣の承認を受けなければならない。

第2項

日本国有鉄道は、前項の承認を受けた鉄道の営業線のうち、その鉄道による輸送に代えて一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第2項第1号の一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。)による輸送を行うことが適当であるものとして政令で定める基準に該当する営業線を選定し、運輸大臣の承認を受けなければならない。

○ 令第2条(地方交通線に関する基準)

法第8条第1項のその運営の改善のための適切な措置を講じたとしてもなお収支の 均衡を確保することが困難であるものとして政令で定める基準に該当する営業線は、 別表第1に掲げる営業線のうち、その区間における旅客輸送密度が8千人未満であ るものとする。

○令第3条(特定地方交通線に関する基準)

法第8条第2項の政令で定める基準に該当する営業線は、別表第1に掲げる営業線のうち、その区間における旅客輸送密度(基準期間の旅客輸送量及び基準期間経過後特定の時点までの集団住宅の団地等の完成により確実に増加すると認められる旅客輸送量について算定した旅客営業キロ1キロメートル当たりの一日平均旅客輸送人員をいう。第4号及び次条において同じ。)が4千人未満であるものとする。ただし、その区間が次の各号の1に該当する営業線を除くものとする。

- 1 その区間における隣接する駅の区間のいずれか 1 の区間における基準期間内の特定の期間の 1 の方向に係る 1 時間当たりの最大旅客輸送人員が千人以上であること。
- 2 その区間における線路に接近し、又は並行した道路であって、当該営業線の鉄道による輸送に代わって行うものと認められる一般乗合旅客自動車運送事業による輸送の用に供することができるもの(以下この号及び次号において「代替輸送道路」という。)及び代替輸送道路に該当するものとして整備されることが明らかである道路がないこと。
- 3 その区間に係る代替輸送道路の全部又は一部につき、積雪期における積雪等のために一般乗合旅客自動車運送事業による輸送の用に供することが困難となった日数が基準期間の各年度を平均して1年度当たり10日を超えること。
- 4 その区間における基準期間の旅客1人当たりの平均乗車距離が30キロメートル を超え、かつ、当該区間における旅客輸送密度が千人以上であること